ROLES REPORT No.53

街頭演説からみる「私」と「公」

安野　修右
Nobusuke YASUNO

2026.1

ROLES Special Reports
東京大学 先端科学技術研究センター
Research Center for Advanced Science and Technology
The University of Tokyo

ROLES REPORT

ROLES REPORT No.53

街頭演説からみる「私」と「公」

安野　修右
Nobusuke YASUNO

2026.1

発行所：　東京大学先端科学技術研究センター
創発戦略研究オープンラボ（ROLES）
〒153-8904　東京都目黒区駒場 4-6-1
電話：　03-5452-5462
Web サイト：　https://roles.rcast.u-tokyo.ac.jp/

ROLES Special Reports
東京大学 先端科学技術研究センター
Research Center for Advanced Science and Technology
The University of Tokyo

1．路上ライブと街頭演説

JR 水道橋駅東口方面から三田線水道橋駅へと向かって歩いていたとしよう。極まれに路上ライブに出くわすことがある。自作の CD を掲げて歌う者もいれば、こちらの大好きな誰かの名曲を借りて歌う者もいる。腕前はさまざまで、耳を攫われる夜もあるが、今夜はとびきりひどい。よりによって、こちらが何千回も聴きつぶした曲を、見当違いな解釈でねじ曲げている。湿っぽいはずなのに乾いており、秋が真夏になり、まっすぐ進むべき節が寄り道ばかりである。

この状況で「下手くそ、出直してこい」と口にした経験はまだないが、思わずヤジる人はいるだろう。そして画面の向こうのあのスターも、きっとそうしたヤジに鍛えられてきたに違いない。とはいえ実績は万事を正当化しないものである。なぜなら、そのスターが水道橋の路上に舞い戻り、かつて顰蹙を買った名曲を歌うとして、多くのファンが集まると同時に抗議の声もあがるはずだからである。想像するに、単に「うるさいから静かにしてほしい」という水道橋原住民から、「やはり楽曲に関する解釈や主義主張が違う」という筆者のような原理主義者までが異議申し立ての権利をもつ。それに対してファンらが「私たちは歌を聞くためにここにいる。ヤジをやめろ」と応じるのは筋違いである。その言説には、水道橋の路上を音楽的抑圧の場に変えるのみならず、目の前にあるはずの「東京ドーム」の存在意義さえ喪失させる力がある。

以上が公共空間たる「路上」を私的動機で占有した場合に生じうる、いささか極端ではあるが理にかなった顛末である。だがこれと似通った行為が選挙に関連してなされれば、180 度解釈を変えるのが最近の日本のトレンドらしい。その典型例が、2019 年参議院議員通常選挙北海道選挙区で発生した北海道警による「ヤジ排除」事件に対する世間の反応である。同事件においては北海道に対して一部損害賠償を命ずる判決が既に確定している。だがこの顛末に対して、2022 年 7 月の安倍晋三銃撃事件や 2024 年 4 月の衆議院東京 15 区補選における選挙妨害事件といった街頭演説会場における刑事事件と関連づけて、反発的な意見が示されることが（とくにネット上で）多い[1]。

そうした情勢をうけてか、最近では一般有権者側のヤジに対して政治エリートである政治家側が公然と抗議する事例が相次いでみられるようになった。ここ数年だけでも、政治家が壇上からヤジに対して直接的に「選挙妨害」であると指摘したり、極端なものだと「選挙の自由妨害罪」に抵触すると決め打ちして「私人逮捕」に踏み切ったりといった例さえ報じられている。またその裏返しとしてか、保守系新興政党の街頭演説に対し、スピーカーや発煙筒と思しきものを用いた抗議活動などが行われているともいう。このように明らかに現状の街頭演説会は混乱の一途をたどっているが、そのゲームの前提となっているルールは一体

[1] 志田陽子はヤジ排除事件の判決について解説する記事のなかで、「この裁判の係争中の 2022 年 7 月には安倍氏が演説中に狙撃され死亡するという事件が起き、さらに、2024 年 4 月に東京で行われた衆院補欠選挙をめぐっては、選挙演説を明らかに妨害する行為を行った者が逮捕されるという出来事があった。これらに照らして「ヤジの自由」を保護することは危険ではないのか、逮捕された選挙妨害と「ヤジ」はどこが違うのか、といった発言も見られたが、これらは法的には異なるものである。」と述べている。『民放 online』2024 年 10 月 15 日、「北海道警ヤジ排除訴訟 最高裁判決と「表現の自由」」（https://minpo.online/article/post-478.html、2025 年 11 月 17 日参照）。

何であるのか。本稿では、選挙運動の私的領域／公的領域に関する戦前の論争について言及しつつ、この論点について考察していきたい。

2．演説妨害の公職選挙法上の取扱い

公職選挙法は総計 30 万字におよぶ衆参地方各種選挙の統合法典であり[2]、総則から、選挙区割り、ひいては争訟の扱いまで幅広く規定している。そのうち選挙妨害に相当するのは法第 225 条の「選挙の自由妨害罪」であるが、条文を解釈する際には内容のみならず、どの章に定めがあるかが要点となる。とりわけ選挙に関する犯罪行為に関しては、構成要件と罰則を分離する「形式犯」と、両方を併記する「実質犯」とに大別される。

そして公職選挙法第 16 章に定めのある第 225 条は、「四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する」対象となる構成要件として以下の 3 つを列挙している。具体的に、第 1 号では政治家や運動者に対して「暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかしたとき。」、第 2 号では「交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。」、第 3 号では政治家や運動員と「関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。」に、それぞれ犯罪が成立するとしている[3]。

このように選挙妨害ないし「選挙の自由妨害」の構成要件は極めて多義的である。逆をいえば、第 225 条の一形態に過ぎない選挙演説に関する妨害行為が何かを特定するには、「自由妨害」自体の意義を把握する必要がある。この点について総務省作成の逐条解説は、選挙が公正に行われる基本的条件として選挙人が自由に投票し、または法規則の範囲内で候補者や運動員などが選挙運動を自由に実施することを選挙の自由とし、そのうえで「この投票の自由と選挙運動の自由を不正の方法によって妨害すること」[4]をすべて犯罪行為として処罰するのが自由妨害罪であると解説している。つまり第 225 条は、選挙ないし選挙運動の自由を阻害するためになされる刑事犯罪を処罰する規定と解釈できるだろう。

そのことは第 1 号から第 3 号までにある各構成要件から「選挙に関し」という文脈を外してみたときに一層明確となるだろう。たとえば第 1 号に該当する行為は、自ずと暴行、傷害、脅迫、あるいは欺罔行為など

[2] 公選法の文字数や章構成に関する議論の詳細は、岡田陽介「公職選挙法の選挙違反の規定要因」真鍋貞樹・岡田陽介編『民主制の赤字：議会・選挙制度の課題を探る』（一藝社、2020 年）を参照されたい。

[3] https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC1000000100（2025 年 11 月 17 日参照）

[4] 安田充・荒川敦編『逐条解説公職選挙法（下）』（ぎょうせい、2009 年）1798 頁。

に、また第 3 号の該当行為は脅迫や強要などの犯罪行為として、それぞれ単独で処罰をうけるだろう。もっとも第 2 号の場合は、「文書図画を毀棄」するのが器物損壊となりうるのは理解しやすいものの、その他の「交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し」の前提となる犯罪行為は必ずしも自明ではない。ただし第１号や第３号との平仄をあわせることを考慮すれば、やはり暴行、脅迫、偽計あるいは騒乱を用いることによって演説を中断させたり、あるいは集会の便を妨げたりすることが処罰対象となると解釈すべきであろう。

その点からいえば、演説会場で登壇者を射殺するような行為が、自由妨害罪の構成要件を満たすことは歴然としている。そもそも当該行為がれっきとした殺人行為である点からいっても、第１号の要件を満たすことに議論の余地はないだろう。また 2024 年の衆議院１５区補選の事例は第２号をもって検挙されたが、その背景には、当該行為が「交通若しくは集会の便を妨げ」という文脈を強調するなら往来妨害の罪、もしくは「演説を妨害し」という文脈を強調するなら威力業務妨害と解釈されたことがあっただろう。あるいはインターネット上のウェブサイトなどを不正に改ざんして、選挙が既に終了していると誤認させたり、候補者が死亡したという虚偽の情報を流布したりして、有権者の投票意思を混乱せしめた場合は欺罔による自由妨害が成立するだろう。他にも『選挙関係実例判例集』には、自身の支持候補に投票せぬ場合に井水の汲み取りを拒絶する行為を利害関係による自由妨害として紹介している[5]。

もっとも『実例判例集』に掲げられた事例のなかには、有権者の投票意思を妨げる点で悪質であるが単独で刑事事件を構成するとはみなし難く、そのために第 225 条特有の不正行為として評価するのが妥当な事例も若干存在する（例：文盲の有権者に自派の候補者の字画を偽って教える、義足を隠匿し選挙人の投票を不可能にする、囲碁・座談により時間を空費させ投票自体を断念させるなど[6]）。そのうえで問題となるのは「演説を妨害し」た場合の自由妨害であるが、逐条解説は「選挙のための演説が行われるにあたって演説を不能にしたり又は聴取しにくくする等演説そのものに対して妨害行為をすることをいうものと解される」[7]としている。つまるところ、それが演説を不可能たらしめる行為であれば「音声」の有無にかかわらず自由妨害は成立する。たとえば『実例判例集』に登場する実例では、演説会用原稿の隠匿行為を自由妨害と解している一方で、火事の危急を告げるために肉声をもって演説を中止させた行為を自由妨害とはしていない[8]。

あるいは『選挙法全書』という書籍には、「会場に蛇や爆竹をもちこんだり、会場内で故意に喧嘩口論を行なって、会場に混乱状態を発生させ、演説を一時的に中断せざるをえないようにすれば本号違反となる」[9]という記述が登場する。しからば演説会場に生きたスズメバチの巣を投げ込むことも恐らく第 2 号の要件を満たすのだろうが、筆者自身はそうした実例を把握していない。また音声を介する場合は、「それが明らかに演説妨害の故意・悪意をもつものと認められ、かつ、社会的に通常認められている程度をこえ、一般聴

[5] 選挙制度研究会編『選挙関係実例判例集（普及版）第十七次改訂版』（ぎょうせい、2020 年）1785 頁。
[6] 同上、1782－1783 頁。
[7] 安田・荒川編『逐条解説公職選挙法（下）』、1801 頁。
[8] 同上、1781 頁。
[9] 山本博「第二章 選挙自由妨害罪」小関紹夫、阪上順夫、山本博編『選挙法全書』（政治広報センター、1975 年）568 頁。なお出典としている判例は、昭 11・7・13 大判。

取者が演説内容をききとるのに、いちじるしい障害を惹起した場合は演説妨害罪を構成する」[10]としている。翻していえば、逐条解説のように「妨害の故意を認められない単純な野次は、一般の演説においても認容されている程度のものである限り、本号にいう演説妨害行為に該当しない」[11]とする立場が解釈上多数派である。なおこの理由について古い選挙法の解説書は、以下のように記述している。

> *選擧演說と雖も、聽衆は必ずしも靜肅に謹聽して居なければならぬ義務が有るのではなく、普通の政談演說會で許さるる程度の單純な野次は、演說妨害の故意の有つたものとは認定し難く、選擧演說會に於いても許さるるものと認むるのが、正當と思はれる。演說は適法な選擧運動としての最も有力な手段たるものであるから、演說者の側に於いても、聽衆の側に於いても、餘りにこれを束縛することは、選擧を公正ならしむる所以ではない。聽衆をして自由な氣持で演說會に參會することを得せしむることが必要で、何時法網に觸れるかも知れぬといふやうな懸念を抱かしむることは、選擧界を萎縮せしむるものである。此の意味から謂つても、演說妨害の故意を以つてしたものと認むるを得ない單純な批評や野次は、これを忍容することが正當と思はれる。*[12]

3. 選挙運動における「私」と「公」をめぐる論争

3－1．私的行為としての選挙運動

以上の内容から、たとえば2019年参議院北海道選挙区における事例のような、演説会場における軽微なヤジが選挙妨害と解され難いことがわかるだろう。注目すべきは、この認識が、市民的自由の範囲がより狭かったはずの戦前にも既に示されていた点である。にもかかわらず、近年の言論空間では街頭演説における「聴衆の利益」を優先すべきだとする見解が根強く、一般的な法解釈と社会的認識とのあいだに大きな乖離が生じている。

そのうえで読者に問いたいのは「聴衆の利益」を強調する立場の人びとが擁護する利益の射程である。たとえば本稿冒頭で示された路上ライブの聴衆の利益は、街頭でなされているという理由でもって選挙演説と同じ水準で保護されるべきなのだろうか。もちろん「そのとおりだ。いかなる聴く権利を害するのは悪徳である」と答える教条主義者もいよう。だが現実には、両者を同水準で扱わない人の方が多数だろう。そして筆者の推測では、そうした人々は「選挙演説は民主的意思形成に役立つ公的行為であり、路上ライブは私

[10] 同上、569頁。出典としている判例は、昭7・5・17大判。
[11] 安田・荒川編『逐条解説公職選挙法（下）』、1802頁。
[12] 美濃部達吉『選挙罰則の研究』（良書普及会、1937年）389頁。

人の娯楽的表現にとどまる以上、保護の水準が同一であるはずがない」との認識を示すのではないだろうか。

その直感こそが本稿で一番問題にしたい事柄である。果たして本当に選挙演説は公的行為なのだろうか。むしろ私的行為としての側面が強いのではないだろうか。いくら選挙が共同体の意思決定にかかわる公共性の高い営為であるからといって、特定の個人や団体が「より多くの票を得て自ら代表者になってやりたい」と考えて為す活動の一切を、公的側面から正当化するのは牽強付会ではないだろうか。むしろ民主主義に関連する諸理論は、選挙運動が私的行為であることを自明視してきたように思われる[13]。たとえばシュンペーターは、彼の提起した「民主主義的方法とは、政治決定に到達するために、個々人が人民の投票を核とするための競争的闘争を行うことにより決定力を得るような制度装置である」[14]という非常に有名な定式化に関連して、以下のように述べている。

> *われわれの理論の明確性が、主導力を確保するための競争という概念の明確性以上に出るものでないことはいうをまたない。この概念は、経済的領域における競争の概念と同様の難点をもっているのであるから、この両者を比較することは有益であろう。経済生活においては、競争が完全になくなることもけっしてないが、同時にまたその競争が完全に行われることもほとんどみられない。同様に政治生活においても、人民の賛同を集めるためのなんらかの競争が――おそらくは潜在的なものにすぎないであろうけれども――つねに存在している。問題を簡単化するために、われわれは民主主義を定義するのに必要な主導力獲得のための競争の種類を、自由投票を獲得するための自由競争ということに限定してきた。*[15]

経済的競争が、全部ではないにしても大半において私的利益の追求を動機としてなされるならば、それから類推される政治的競争も同種の動機づけによって作動しているはずである。

さらに本稿の結論をやや先取りすることになるが、次の点も指摘しておきたい。シュンペーターは「(政治的な主導権獲得の方法のなかでも――筆者）経済現象の場合に「不公正な」ないし「詐欺的な」共同とか競争の抑制とか呼ばれているものに驚くほど類似している場合は、これを排除していない。そして我々がそれを排除しえない理由は、もしさようなことをすればまったく非現実的な理想が残るにすぎなくなってしまうからである。」と述べ、この現実には存在しない理想的な状態と逆に全ての競争が妨害されている状態との間には、さまざまな「変形」、つまり競争の程度があると指摘している。[16]

問題は、この種の論点にさえ十分に自覚的でない議論が少なくないことである。たとえばある論者が、選挙による自由競争を程度の問題ではなく、「0か1か」の問題と理解していたとしよう。そのうえで選挙競

---

[13] 選挙運動を「私的行為」と解釈することの妥当性については、本来であれば公共圏論や他の民主主義論など、より広範な議論との接続可能である。しかし紙幅の制約上、本稿ではシュンペーターの議論のみ扱う。

[14] Schumpeter, Joseph A., Capitalism, Socialism, and Democracy, Harper & brothers, 1942.（ジョセフ・シュムペーター『資本主義・社会主義・民主主義』中山伊知郎・東畑精一訳（東洋経済新報社、1995 年）)430 頁。

[15] 同上、432 頁。

[16] 同上、432-433 頁。

争から不公正ないし腐敗を完全に排除できないことを悲観して、選挙過程で展開される運動の一切は国家が管理すべきであると主張したなら、その政治的言説は、経済的文脈でどのように再解釈されるだろうか。筆者の見立てでは、それは競争の程度という次元をもはや超えて、政治的統治のあり方そのものを射程に含んでいるように思える。すなわちそうした方法は、市場の不公正を理由に生産手段の一切を国家管理にゆだねようとする、社会主義的構想とほとんど同型の構造をもつ。

3－２．建部遯吾の私的選挙運動制限論

そのうえで、少なくない日本人が選挙運動のもつ公的側面しか重視しない態度を共有しているとすれば、その背景には、まさに「私的選挙運動の制限」を意図した日本の厳格な選挙運動規制の存在を指摘できるだろう。すなわち公職選挙法上の選挙運動の制限規定は、①選挙が国務であるとする「選挙国務観」ないし「選挙公務観」、②私的領域でなされる選挙活動が悪弊をもたらすという「私的選挙運動悪玉論」を前提に原点がある。そして厳格な選挙運動規制と選挙運動に対する公的助成（＝「選挙公営」）により選挙過程を国家が全面的に管理・統制することを正当化している[17]。これにより選挙運動費用の低減や腐敗の撲滅などが実現可能とされるが、他方で演説や文書活動、事前運動、あるいは第三者の運動という市民的自由が大幅に制限されることになる。

とりわけ政治家による街頭演説会は選挙運動用標旗を掲げた場合にのみ許可されるが、この標旗は各候補者につき一本しか配布されない（公選法第 164 条の 5）。要するに一般の有権者は選挙に際して自らが投票したいと望む選択肢の情報を、公的に認められたポスターや街頭演説を介して知る以外にない状態に置かれている。だからこそ「選挙期間中の街頭演説ぐらいでしか政治家の話を直接聞く機会がない。しかも演説会は法律によって合法化されている。そのときぐらい静かにしていてもらいたい」という見解をもつ者が少なくないのだろう。

こうした厳格な規制の提唱者は戦前の社会学者である建部遯吾とされている。彼は普選法制定時前から、選挙公営を軸とする自らの『政治改革』論を提唱している[18]。もっとも選挙が国事ないし公務であるとの発想は、当時のヨーロッパ公法学や国法学において展開されていた「選挙公務説」[19]と軌を一にするとも思えるが、それに対して建部自身は、「曲りなりにも選擧公營が、丸善を通しての受賣知識や複寫學術や翻刻著述種（たね）でないに拘らず、提唱以來未だ十年ならずして實現の端緒を開いたことは、三日見ぬ間に櫻かな、三日見ざれば目を拭うて士を迎ふべしの感、めでたし、かしこし。」[20]と 1934 年発刊の『蔵軒存稿』のなかで記している。

さらに『蔵軒存稿』には、建部が自らの公営論を国外に向けても発信していたという記述が登場する。建

---

[17] 戦前の選挙法規の設計思想に関する記述としては以下の文献が詳しい。杣正夫『日本選挙制度史』（九州大学出版会、1986 年）、三枝昌幸「選挙公営の起源と展開」（『法律論叢』第 90 巻第 6 号、2018 年）。

[18] 建部遯吾『政治改革』（冬夏社、1922 年）。

[19] 選挙公務説については以下を参照した。大岩慎太郎「選挙権解釈再考の可能性―日本における選挙権解釈論の展開―」（『青森法政論叢』第 14 号、2013 年）。

[20] 建部蔵軒『蔵軒存稿』（建部遯吾、1935 年）332 頁。

部は1927年（昭和2年）8月下旬のパリで開催された「萬國議員聯合」第２４回大会において、「軍備制限の規範―比率制限主義の排斥　單一平等主義の新提唱」の他に「議會政治の危機―選擧公營の提唱」という題目で演説を行い、「此日幹事長ガ予ヲ第四席ニ擧ゲタルハ同會ノ特ニ日本帝國ニ對スル敬意ノ表彰」であったとしている[21]。建部が、当時の世界的な議会政治への懐疑論への対策として、提唱した理念と制度は以下の通りである。

熟〻惟フニ、選擧ハ本來私營セラルベキモノニアラズシテ、國家及自治機關ノ公營ニ由ラザルベカラズ。選擧ガ國家社會ノ最大最要公事ノ一ナルコト、其法理的理由ナリ。輓近議院政治ニ對スル各國各種ノ實狀、及コレニ對スル救濟ノ必要ハ、其實際的理由ナリ。

予ノ考慮ニ係ル選擧公營案ノ骨子ハ

一、選擧費用ノ公費支辨。

二、候補者ノ公的機關ニヨル公告。

三、政見演說會ノ公設。

四、政見通信ノ平等的制限的公費執行。

右ヲ骨子トシテ、外ニ若干ノ豫防的條項ヲ加ヘムトスルニ在リ。[22]

この二つのうち、前者の海軍軍縮条約に関する演説は、「大國の責任ある政治家が敬天愛人の眞理正道に目覺めて予の新提唱に共鳴せるの嚆矢は伊太利の首相ムツソリイニ君であつた。上文は其の折に於ける予の所感の記錄で、其翌昭和三年の拙著『皇基國體と社會整理・共産黨事件の徹底的對策』で之を公にした」[23]と建部自身の評価も高い。そこで同著の内容を概観してみると、1928年に発生した三・一五事件の徹底的な再発防止策について論じており、選挙公営論はその政治的方策の核となっている[24]。つまり議会政治・政党政治の堕落腐敗や選挙法の事実的無視といった国法権威の低下が事件発生の政治的事由である[25]としており、さらには「陳腐極まる、二千年前希臘羅馬のそれ以来何等の反省、工夫、設計、改良を試みやうともせられざりし現行選擧法は、依然として選擧を、私人の私事とし、朋黨、親分子分、一味徒黨選擧ブローカー、等の勝手放題やりたいまゝの活躍跳梁、跋扈、横行するに任せ、國家、權威機關は、唯その目に餘る部分だけを取締るに止めて居る、即ち依然たる選擧私營主義の杢阿彌である。」[26]と現行の選挙の実施手段を痛烈に批判して、私的選挙運動の滅却を意図する選挙公営論の正当性を強く説いている。

---

[21] 建部『蔵軒存稿』、338頁。

[22] 建部『蔵軒存稿』、342－343頁。

[23] 建部『蔵軒存稿』、330頁。

[24] 建部遯吾『皇基國體と社會整理・共産黨事件の徹底的對策』（弘道館、1928年）。

[25] 同上、7頁。

[26] 同上、221－222頁。

3－3．斎藤隆夫の批判

こうした地道な普及宣伝活動の賜物か、それとも現実の政党政治への失望があってかは判然としないが、建部の選挙公営論は1930年代になると次期選挙改革案として盛んに検討されるようになる。先行研究では、後述する1934年衆議院議員選挙法改正の立法過程の観点から、選挙公営賛成派の清瀬一郎らと反対派の斎藤隆夫や美濃部達吉らによる激論を取り上げる傾向にある[27]。だが両陣営による論争は広く紙面上においても展開されたようで、とりわけ斎藤隆夫は、公営批判論に関する記述を多く残している。なかでも『選挙法改正及政党政治論』にある「選擧公營の正體」と題された論考はかなり劇的であり、その構成としては、まず以下のようなメタファーを用いながら、公営論を手厳しく批判することからはじまる。

我國に於ては大正十三年頃、友人建部遯吾博士が初めて世界に比類なき選擧公營なる熟語を發明して、少數者の間に其內容を配付したことがある。博士は嘗て一度代議士となられたことがあるが、選擧の困難なることを痛感したのであるか否かは知らないが、其後斷然選擧界より足を洗はれた。固より學者通有の空論であって、實行性のあるものではない……常々選擧界の腐敗を聞かされて居る連中や、選擧に苦き經驗を嘗めて居る議員の中には、選擧公營とは左様に有難きものかと早合點し、其正體も何も吟味せずして賛成々々と出掛けた者があるが、凡そ近頃の政界に是程インチキなることはない。世の中に惡疫が流行して人々戰々兢々たる時に當りて〇〇ドラツクの如きものが新聞の一頁を占領して、自家發明の賣藥を服用すれば流行病は立ち所に治ると廣告する。無知の患者が之に迷はされて早速服用して見たが、病は治らないのみならず益々惡化して遂に一命を失つでしまうた。選擧公營は先づ是位なものである。[28]

その後に斎藤は、（本稿では省略するが）公営論のかなり子細な技術的・実務的問題を検討したうえで、最終的に公営論と立憲政治の理念との矛盾を問題視して終えているが、以下に示すその内容は、現代日本の選挙における公的・私的領域の区分について考えるうえでも重要だろう。

立憲政治は自由政治である。國民に言論の自由を認め、政治運動を解放する所に立憲政治の大精神が横はつて居る。國民に政治運動を解放する結果として、國民は政治の是非善惡に付て毫も憚る所なく、最も大膽に意見を吐露することが出來る。而して優れる意見が勝ちて、劣れる意見が敗れ、玆に政見に對する優勝劣敗の原則が行はれ之に依りて國民の政治思想が向上し、政界も進歩し國家も發達する。是が立憲政治が世に現はれたる原因であつて、此精神を捨てたならば立憲政治は破滅である。……更に笑ふべきことは、選擧運動費の大部分を國家に負擔せしめんとすることである。冗談を言つては困る。一体誰に賴まれて候補者に立つのであるか、誰も賴む者はない。自分勝手に立候補を宣して運動し乍ら、其運動費を國庫

[27] 杣『日本選挙制度史』132－148頁。

[28] 斎藤隆夫『選挙法改正及政党政治論』（民政社、1933年）10－12頁。

に支出せしめんとするが如き虫の好い話が通るならば、世間に苦勞する者は馬鹿である。國民の側より見れば、左様な意氣地なき候補者は出なくとも他に候補者は澤山あるから御免を蒙りたいと言ひたくなる。然るに公營論者は之れにも理屈を付けて、議會は立憲政治の機關であるから其機關を構成する議員の選擧に國費を支出するのは當然であると强辯する。成程議會は立憲政治の機關に相違ないから、國家は此機關を構成して活動せしめるがために、有ゆる法規や設備を整へて年々巨額の國費を支出して居る。併し衆議院議員は官選にあらずして民選である以上は、其選擧は全く國民の努力に俟つべく徒に官吏公吏をして選擧に干渉せしめて選擧運動の自由を拘束し、剩つさへ選擧運動其ものに國費を投ずるが如きは、民選議員選擧の本義を沒却して立憲政治を破滅に導くものである。此位な道理を解せざる者は初から立憲政治を論ずるの資格はない。[29]

4. 選挙運動をめぐる今後の課題

4－1．建部流選挙制度論の党派性

以上の建部や斎藤らの議論は、基本的に 1930 年から 1934 年にかけてなされたが、これらの多くは 1934 年衆議院議員選挙法改正の文脈に位置づけられる。先に引用した『蔵軒存稿』において「提唱以來未だ十年ならずして實現の端緒を開いた」と記されるのも、この 1934 年改正を指すとみてよいだろう。同改正は、私的選挙運動の自由を制限する厳格な選挙運動規制と、それに見合う選挙公営制度の拡充とを一体で導入し、その対応関係を日本の選挙法史上ではじめて制度的に確立した。

そのうえで 1934 年改正、あるいはその骨格となる建部の議論をどのように位置づけるべきかを考えると、少なくとも自由主義的な選挙観からみて、その内容がかなり国家社会主義的な色彩を帯びていることは否定しがたい。事実、戦前の明倫会は、1934 年（昭和 9 年）9 月 15 日付の「岡田内閣の政綱に對する要望」において、「政權慾去勢の爲めには、衆議院議員選擧法第十條を改正して、一般官吏（國務大臣を含む）と議員との兼職を禁止するを必要とし、投票買收絶滅の爲めにも同法を改正して、候補者の私的選擧運動の絶對禁止、選擧の徹底的公營を實施するを不可缺の急務とする。」[30]と述べ、選挙過程の全面的な国家管理を提言していた。さらには建部自身が選挙公営論を擁護する文脈のかなで次のような言説を示しているが、これをもって彼個人の認識においてファシズム諸政権の政策と自らの公営論とを同一線上の改革として把握していたと考えるのは、いささか極端な読み込みだろうか。

[29] 同上、26－29 頁。

[30] 明倫会々史編纂所『明倫会会史』（明倫会々史編纂所、1942 年）133－135 頁。

自覺乏しく氣力なく反省なく創造なき第十九世紀末歐西社會人間に呆れ果て、 天道様がしびれをきらして斷然と差向けた執達吏の差押へ騒ぎに外ならざる世界戰亂で、幾分かたちのよいムツソリイニ、ヒツトラル、ド・リヴィエラ、フランコ等の諸君は、個人主義からの解放、民主主義—デモクラシイを從來申した民主の「主」を包んで民本の「本」にするはイカサマサイコロを使ふ詐僞賭博の類也—からの改造で第三期、開明の時代を開拓せむと、微力ながら努力しつゝある今日只今、日本の識者、インテリ、有力者、など、稱するよりも稱せらるゝ世俗は、あべこべに個人主義への解放、民主主義への改造を當世なりとし、倒行逆施の大宗師レーニンそツくり[31]

いずれにしても建部の考案した選挙公営論は、少なくとも翼賛選挙に代表される総力戦体制構築のための制度論として適合的だったようである。しかしながら、そうして成立した国家体制は、建部が「自覺乏しく氣力なく反省なく創造なき」と唾棄した西洋個人主義文明の軍事力と国力の前に、あえなく瓦解していった。建部は、その最中の 1945 年 2 月 18 日に没したが、自国の敗北がもはや時間の問題となるなかで、自らの思想や公営論がたどるだろう運命について如何なる思いを抱いていたのか、史料は沈黙している。

4－2．現代における「私」と「公」をめぐる混乱

もっとも、建部流の厳格な選挙運動規制は、敗戦と民主化にもかかわらず、戦後の公職選挙法に継承された。同時に治安維持法に代表される人権抑圧的立法は廃止され、日本国憲法の制定によって国民の政治的・社会的自由権の広範な保障がうたわれた。結果として戦後日本では、私人の表現・結社の自由が日常生活のレベルでは大きく拡大したにもかかわらず、肝心の選挙運動だけは「許可された行為のみを可」とする旧来の原則が温存されるという、ねじれた構図が定着することになった[32]。そしてこの矛盾こそが、街頭演説会の場において、「ヤジもまた私的な政治的表現として許容されるべきだ」と考える聴衆と、「演説は公的儀式であり静粛のうちに聴取されるべきだ」とみなす聴衆とが同じ空間を共有せざるをえない状況を生み出した要因の一つと考えられる。

しかしながら斎藤隆夫が強調したように、議会政治の原則からいえば選挙運動は本来、私人の自由意思にもとづく行為の類型として理解されるべきである。すなわち候補者とは「自分勝手に立候補を宣して運動」するに過ぎない私人であり、選挙もまた、代表者を選出するという目的をもちつつも、その実態において候補者同士の私的な競争の場とみなしうる。この考えを徹底するならば、街頭演説もまた国家の保護下に置かれるべき「公務」ではなく、私人たる候補者が公共空間で行う一種の路上ライブであると捉えられうる。そ

---

[31] 建部遯吾「文相對帝國大學・現前の問題」(『大日』第 182 号、1938 年）13 頁。なお建部は引用文で民本主義への批判的言説を展開しているが、もしかしたその背景には吉野作造が選挙公営論に対して「(選挙運動費用に——筆者）公然之を國家の賠償に求むるを許すのは、例へば官吏の出張旅費の中に白々しくも遊蕩費までを認めてやる様なものではないか。」と否定的な見解を示したことにあるかもしれない（吉野作造『現代憲政の運用』(一元社、1930 年）259－261 頁)。

[32] 詳細は以下を参照されたい。安野修右『競争を否定する選挙法：戦後日本における選挙運動規制の形成過程に関する研究』(日本評論社、2024 年)。

うであれば水道橋駅でなされる候補者の街頭演説も、その場に居合わせた他の人々による拍手やヤジも、いずれも対等な私的な政治的表現であると考えられる。であるならば候補者の声が他の私人のそれよりも優先される理由があるとすれば、それは音楽の路上ライブと同様に政治家自らの政治的業績とパフォーマンス以外にない、との結論が導かれるだろう。

もちろん街頭上の私的表現には刑法その他の一般法による制約がおよぶ。だが日本の選挙法制は、こうした一般的な規律にとどまらず、街頭演説を公的な行事として特別に保護する仕組みを付加してきた。その背後には、候補者が公共心にもとづいて立候補し、その制度的保護を私的利益のために濫用しないという、かなり楽観的な仮定が置かれているようにみうけられる。ところが実際には、自己宣伝や注目の獲得といった純粋に私的な動機づけから選挙に立候補する者も少なくない。その場合、立候補にともなう公的保護を用いて一般有権者を威圧したり、自らの選挙運動に与えられた保護と既存の有力政治家に与えられた保護とを意図的に摩擦させたりすることで、人々の歓心を買おうとする者が出現するのも不思議ではない。そしてこうした実質的には私的活動でありながら公的保護のもとに置かれた行為は、刑法といった一般法規をいかなる範囲で適用しうるのかについて、当局の判断に深刻な困難をもたらしうる。その意味で昨年の衆議院東京 15 区補選における騒乱も、むしろ街頭演説を厳格な公的行事として扱う建部流の規則があったからこそ生じた悪弊として解釈すべきであろう。

同様の矛盾は街頭演説の警備体制にも現れている。選挙運動を公的行為とみなし、そこに公的助成まで行うのであれば、その競争条件は候補者間で統一されなければならない。この発想の延長線上に、街頭演説会に参加可能な運動員の人数を 15 名までとする公選法上の制約（公選法第 164 条の 7）が、正当化されてきたのだろうと考えられる。だがこの少人数で演説会場や演説者の安全を十分に確保しうるのかは、安倍晋三銃撃事件を経験した現在において、甚だ疑問といわなければならない[33]。私的動機にもとづいて銃を手に取る襲撃者に対して「公務である選挙運動を妨害してはならない」という規範は何の抑止力ももたないからである。

他方で危険を避けるために候補者陣営や政党が私費で大規模な警備を手配すれば、公的行為であるはずの選挙運動に私的資金や人員がもちこまれ、平等な競争条件が損なわれかねない。その矛盾を暫定的に埋めてきたのが税金によって給与が支払われる警察官などによる警護であったとみることができる。だが事件発生当時の安倍氏は、現職の衆議院議員であり元内閣総理大臣ではあったものの、すでに内閣の一員としての公的地位は有しておらず、選挙運動の場面においては、特定候補を応援する与党所属の有力政治家として活動していたにすぎない。この点を踏まえるならば、こうした警護措置は、選挙運動を私的領域とみるべきか、それとも公的領域とみるべきかという境界に関する解釈を、かえって複雑化させるものと評価せざるをえない。選挙運動を私的領域とみる立場からすれば、行政行為とは無関係の私的な動機でなされる活動の警

[33] 公選法の規定によるものか厳密な確認はとれていないが、事件当時、演説会場の整理に対応した自民党のスタッフの人数は 15 名だったとする報道がある。『朝日新聞デジタル』2022 年 7 月 8 日（https://www.asahi.com/articles/ASQ7856VXQ78OXIE00S.html、2025 年 11 月 17 日参照）。

護に公費が投入されることは、少なくとも容易には正当化されない。他方で建部のように選挙運動を公的領域に属する行為とみる立場からすれば、警護の有無によって実施可能な内容が左右されるような運動形態は、候補者間の平等確保の観点から、むしろ全面的に禁止してしまう方が明快な解決策と映るだろう。

これらの問題を解消する端的な方法は、選挙運動における「公」と「私」の関係性を再構築する機会を設けることである。その技術的方策は、現行の公職選挙法に存在する過剰な制限規定を緩和して、合理的に必要と認められる程度の規制にとどめ、同時に選挙公営も段階的に縮小することである。さすれば制度による公的保護の恩恵を活用して自らの私的利益の実現を意図する者が立候補するインセンティブは大幅に縮小するだろう。また選挙戦をより自由な競合関係に委ねることによって、誰にどの程度の警護を公費で手当てすべきかという問題自体を、選挙過程における公開の争点として扱うこともできるだろう。

当然ながら、そうした措置は、街頭演説会における一般有権者によるヤジの自由を自動的に承認する結果をうむ。だが街頭においては、公的保護がなければストリートのルールが適用されるのだから、それは当然である。そこでは政治家自らがもつ実力以外に頼るものはない。そして冒頭の路上ライブの比喩に立ち返るならば、街頭における実力は、ヤジにさらされ、ヤジに耐えることでしか鍛えられない。にもかかわらず、法規則の範疇にとどまる街頭上の批判的言説に対して公的文脈を用いて反発する者がいたなら、「左様な意氣地なき候補者は出なくとも他に候補者は澤山あるから御免を蒙りたい」との感想をもつ国民が一定数いてしかるべきだろう。

また、そうした言説に対しては、「東京ドームに帰れ」との素朴な感想を抱く者もいるだろう。少なくとも、身内ばかりに自らの声を届ける屋内の個人演説会を実施する公営の仕組み（法第 161 条の第 1 項）は古くから存在するのである。

だが繰り返しになるが、最近ではストリートの場面でさえ、公的利益を私的利益よりも優先すべきと擁護する国民が増加しつつあるように思える。こうした反応の広がりは、一面的には「公」が「私」に優越する状況への回帰と映る。しかしながら他方で、それは「静かに聞きたい」という多数者の私的欲求が、その頭数をもって自らに「公」の名を冠し、少数者の私的欲求を抑え込もうとする構図が露呈しているに過ぎない、とも捉えられる。実際問題、国会におけるヤジの扱いなど、現代日本社会のいたるところに同型の構図をみいだすことができる。無論、上記の推論がどこまで事実に合致するのか、仮に事実だとしてその原因が何かについて詳細に考察する紙面上の余裕はない。とはいえ、現状の延長線上に、民主主義における少数者保護のための理念や制度的保障の脆弱化という帰結があることは否定できない。

ROLES

Special Reports